

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20230508	佐野運送有限会社(法人番号7200002018724) 代表者佐野宏和	岐阜県関市武芸川町跡部788-7	本社営業所	岐阜県関市武芸川町跡部788-7	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年10月27日及び令和4年11月4日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	5	5
2	20230508	株式会社国際陸運(法人番号1180001084767) 代表者小野成治	愛知県一宮市木曾川町里小牧字寺北100番地	本社営業所	愛知県一宮市木曾川町里小牧字寺北84番地	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年10月18日及び令和4年11月10日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20230508	有限会社高輝運輸(法人番号4190002004324) 代表者戸高久輝	三重県津市久居一色町500番地24	本社営業所	三重県津市久居一色町500番地24	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年3月23日及び令和4年5月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者等に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
4	20230508	池田興業株式会社(法人番号9290801005094) 代表者池田哲	福岡県北九州市門司区大里本町2丁目2-5	福井営業所	福井県坂井市坂井町宮領14字14番1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月3日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
5	20230515	川辺輸送株式会社(法人番号8080401021464) 代表者川辺大祐	静岡県磐田市福田中島708番地	本社営業所	静岡県磐田市福田中島708番	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年10月12日及び令和4年11月4日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20230515	東海乳菓運輸株式会社(法人番号7080001003509) 代表者柳原孝進	静岡県静岡市葵区流通センター14-1-3	本社営業所	静岡県静岡市葵区流通センター14-1,14-6	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年1月17日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	2	2
7	20230515	和東運輸株式会社(法人番号6130001036999) 代表者杉本哲也	京都府相楽郡和束町大字門前小字落久保18-2	中部営業所	愛知県丹羽郡大口町中小口3丁目462	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月3日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
8	20230517	株式会社西谷重工(法人番号4210001015617) 代表者西谷一秀	福井県福井市成和1丁目206番31	本社営業所	福井県福井市成和1丁目206番地31、206番地17	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年10月24日、死亡事故を引き起こしたこと及び労働局からの通報を端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9 20230517	ミヤコサービス株式会社（法人番号 5180001116574）代表者池田美義	愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田28-3	本社営業所	愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田28-3	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年11月15日及び令和4年12月5日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者等に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	15	6
10 20230517	岩崎産業株式会社（法人番号 3190001012832）代表者岩崎広範	三重県桑名郡木曾岬町大字和富8-5	本社営業所	三重県桑名郡木曾岬町大字和富8-5	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年10月7日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運転者等に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
11	20230519	株式会社NEXTLINE (法人番号 8190001021077) 代表 者岡本謙治	三重県四日市市小古曾三 丁目1060-3	本社営業所	三重県四日市市小古曾三 丁目1060-3	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第6条第1 項第1号	令和4年10月18日、監査方針に基づいて、監査 を実施。12件の違反が認められた。(1)配置車 両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第 6条第1項第1号)、(2)健康診断未受診(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の 記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による 記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 の5第1項)、(7)運転者等に対する指導監督義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10条第1項)、(8)運転者等に対する指導監督記 録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対す る指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対 する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理 者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第22条)、(12)自動車事故 報告書未届出(貨物自動車運送事業法第24 条)	6	6
12	20230531	東海西部運輸株式会 社(法人番号 9180001084784) 代表 者重友伸文	愛知県一宮市大字北小淵 字中田21番3	本社営業所	愛知県一宮市北小淵字中 田21-3	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和4年11月22日、監査方針に基づき、監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第1項及び第2項)、(2)運転者等に対する 指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第1項)、(3)運転者等に対する 指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。